

鳥取県告示第 1046 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市矢矯字銚子口286の1・字毛無西平642の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、双六原字オノ谷東分391の1、391の6、字オノ谷西分392の1から392の3まで、字オノ谷口393の1から393の5まで、字外輪谷461の1、吉岡温泉町字千穂907の1、907の6から907の12まで、字棕谷奥920

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

矢矯字銚子口286の1・字毛無西平642の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市矢矯字三谷奥163の3、163の4、572、574の2、576、字三谷奥ノ二176の1、176の2、580、582、584、字下河原ノ一497の1、497の2、509の1から509の3まで、字下前田512の1、512の3、字生姜谷ノ一525の1、字神田529の1、字棒谷ノ一542、546、550の1、字上土居東分ノ一565、字初輪谷ノ一607の1、608、609の1、610の1、610の3から610の5まで、双六原字オノ谷東分391の3、字梅木谷423の2、423の3、字梅木谷式427の1、427の3、429の1、字村土居438、439、字堂免472の1から472の3まで、472の5、473の1、妙徳寺字村土居440の2、字間不谷482の5、吉岡温泉町字秋葉山992の1、992の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)